

令和4年度一般会計、業務資材特別会計、会館取得及び運営並びに維持管理特別会計、職印・収入印紙台紙特別会計、境界鑑定・管理委員会特別会計、境界問題相談センターみえ特別会計について以上のとおり収入支出の決算を致しました。

令和5年4月20日

三重県土地家屋調査士会

会	長	古	尾	圭	一	㊟					
経	理	担	当	副	会	長	有	竹	良	行	㊟

## 監 査 意 見 書

会則第29条第4項及び第62条第1項の規定に基づき、令和5年4月20日会長から提出された、令和4年度一般会計、業務資材特別会計、会館取得及び運営並びに維持管理特別会計、職印・収入印紙台紙特別会計、境界鑑定・管理委員会特別会計、境界問題相談センターみえ特別会計の各会計決算書（収支決算書・正味財産増減計算書・貸借対照表・財産目録）及び業務執行の状況に関する事項について会則第29条第4項及び第62条第2項の規定に基づき監査しました。

その内容は適正なものと認めます。

令和5年4月20日

三重県土地家屋調査士会

監	事	諸	岡	勝	彦	㊟	
監	事	川	井	一	浩	㊟	
監	事	上	田	美	也	子	㊟